

※今後の検討、観光庁ガイドラインの内容等により、変更があり得る

(仮称) 奈良県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例骨子案

1 目的

この条例は、本県の観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進することが課題となっていることを踏まえつつ、住宅宿泊事業法（以下「法」という。）第18条に基づく住宅宿泊事業の実施の制限その他の必要な措置を講ずることにより、住宅宿泊事業に起因する事象による県民の生活環境の悪化を防止し、住宅宿泊事業の適正な運営を確保することを目的とする。

2 住宅宿泊事業の実施の制限

住宅宿泊事業（法第11条第1項各号のいずれにも該当しない住宅宿泊事業者が営む住宅宿泊事業及び同項の規定による住宅宿泊管理業務の委託（以下単に「住宅宿泊管理業務の委託」という。）がされた届出住宅において住宅宿泊事業者が営む住宅宿泊事業のうち規則で定める要件に適合するものを除く。）は、次に掲げる区域に応じ、それぞれ掲げる期間においては、実施してはならない。

- ① 旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設のうち規則で定める施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートル以内の区域（規則で定める区域を除く。） 月曜日の正午から金曜日の正午までの期間（国民の祝日に関する法律に規定する休日の前日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間その他規則で定める期間を除く。）
- ② 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第6条第1項の規定による歴史的風土特別保存地区並びに明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定による第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区 当該区域が所在する市町村において国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要が増大すると認められる期間として知事が指定する期間

(注1) 規則で定める要件は、次のいずれにも該当するものであることとする。

- イ 届出住宅において住宅宿泊管理業を営む住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所から当該届出住宅までの距離が片道2キロメートル未満であること
- ロ 当該営業所又は事務所において2人以上の者がイの住宅宿泊管理業務に常時従事していること
- ハ 当該営業所又は事務所において届出住宅に係る住宅宿泊管理業務に従事する者及び届出住宅の宿泊者が通話をすることができる機器を設置していること

(注2) ①の規則で定める施設は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、幼保連携型認定こども園及び保育所とする。

(注3) ①の規則で定める区域は、旅館業法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者に係る営業の施設が所在する区域とする。

(注4) ①の規則で定める期間は、当該施設が公立の学校である場合にあっては学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める休業日の前日の正午から当該休業日の翌日の正午までの期間とし、当該施設が私立の学校である場合にあっては当該学校の学則で定める休業日の前日の正午から当該休業日の翌日の正午までの期間とする。

(注5) ②の知事が指定する期間は、今後、客観的データに基づき、市町村の意見も聴取した上で、具体的に指定。

3 住宅宿泊事業を適切に実施するための体制整備

(1) 住宅宿泊事業者（住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者を除く。）は、法第8条から第10条までに規定する義務の履行が確保されるよう、次の基準に従って、住宅宿泊事業を適切に実施するための必要な体制を整備しなければならない。

① 法第8条第1項の宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置及び法第9条第1項の規定による説明に必要な機器、設備又は装置を有していること

② 届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問い合わせに迅速に対応できる体制を整備していること

(2) 住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者が法34条の規定により住宅宿泊管理業者から交付される書面には、(1) ①及び②の基準に準じて住宅宿泊管理業務を適切に実施するための必要な体制が整備されていることを確認するために必要な事項として規則で定めるものが記載されていなければならない。

(注) (2)の規則で定める事項は、当該住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所の所在地及びその緊急時の電話番号その他の連絡先並びに当該営業所又は事務所において住宅宿泊管理業務を実施するための人員その他の体制（当該住宅宿泊管理業者が住宅宿泊管理業務の再委託を行う場合における再委託先の事業者の人員その他の体制を含む。）の概要とする。

4 住宅宿泊事業者の公表

知事は、住宅宿泊事業者に関し、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを届出住宅ごとに整理し、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

① 法第3条第2項の届出書に記載されている事項

② 法第3条第3項の書類に記載されている事項

③ 法第13条の標識に記載されている事項

④ その他規則で定める事項

(注1) 規則で定める事項は、旅行者又は住宅宿泊仲介業者が法第2条第8項各号に

掲げる行為をするに際して行う広告に記載されている事項とする。

(注2) 規則において、「法第3条第2項の届出書には、4の規定による公表を承諾する旨を記載した書面を添付しなければならない」旨規定する。

5 罰則

2の規定に反して住宅宿泊事業を営んだ者は、五万円以下の過料に処する。